

西予市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

平成 28 年 4 月 1 日

告示第 79 号

(目的)

第 1 条 この告示は、地域において子育ての援助を受けたい者(以下「依頼会員」という。)と子育ての援助を行いたい者(以下「提供会員」という。)を組織化し、会員同士が行う子育てに関する相互援助活動(以下「援助活動」という。)を支援する西予市ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)の設置及び事業実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第 2 条 センターの事務所は、西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1、西予市福祉事務所内に置く。

(実施主体)

第 3 条 事業の実施主体は、西予市とする。ただし、市長は、社会福祉法人等に事業の運営を委託することができる。

(業務時間等)

第 4 条 センターの業務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

2 センターの休業日は、西予市の休日を定める条例(平成 16 年西予市条例第 2 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる休日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(業務)

第 5 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集及び登録に関する業務
- (2) 会員の援助活動の調整に関する業務
- (3) 会員に対する講習、研修及び会員相互の交流に関する業務
- (4) 関係機関との連絡調整に関する業務
- (5) センターの広報事業に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要な業務

(アドバイザー等)

第 6 条 事業を円滑に実施するため、センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、前条に規定するセンターの業務に関する事務を行う。

3 アドバイザーは、援助活動の円滑な調整を図る必要があると認められるときは、その補佐役として、提供会員の中からサブ・リーダーを選任し、援助活動の調整を行わせることができる。

(会員)

第7条 会員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者とする。

(1) 提供会員 市内に居住し、心身ともに健全で事業に対する理解と熱意を持ち、積極的に援助活動を行うことができる者

(2) 依頼会員 市内又は隣接する市町に居住し、生後6箇月の乳児から小学校6年生までの児童(以下「子ども」という。)を有する者

2 提供会員及び依頼会員は、これを兼ねることができる。

(入会等)

第8条 会員としてセンターに入会しようとする者(以下「申込者」という。)は、西予市ファミリー・サポート・センター入会申込書(様式第1号。以下「入会申込書」という。)をセンターに提出しなければならない。

2 センターは、前項の入会申込書の提出があったときは、速やかに審査し、当該申込者が前条第1項に規定する要件を満たしていると認めたときは、その者を会員として登録するとともに、西予市ファミリー・サポート・センター会員証(様式第2号)を交付するものとする。

3 提供会員は、入会に際して、センターが指定する講習を受けなければならない。ただし、センターが認めた場合は、講習の受講を免除することができる。

4 会員登録の後、登録事項に変更が生じたときは、速やかに西予市ファミリー・サポート・センター会員登録変更届書(様式第3号)をセンターに提出しなければならない。

(会員の義務)

第9条 会員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 援助活動により知り得た他人の家庭事情等について、プライバシーを侵害し、又は秘密を漏らしてはならない。退会後も同様とする。

(2) 会員間において、政治、宗教等、援助活動の支障となるような行為をしてはならない。

(3) その他センターの信用を失墜させるような行為をしてはならない。

(保険)

第10条 会員は、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

2 前項の保険加入に要する費用は、センターが負担する。

(事故等の対応)

第11条 会員は、援助活動において事故等が発生したときは、速やかにセンターにその旨を報告しなければならない。

2 援助活動において発生した事故・トラブルについては、当事者間において解決するものとする。

(登録の取消し及び会員の資格喪失、退会等)

第12条 センターは、会員が第9条の規定に違反したとき、又は公序良俗に反する行為を行ったときは、会員の登録を取消することができる。

2 会員は、第7条第1項に掲げる要件に該当しなくなったときは、会員の資格を喪失するものとする。

3 会員は、センターを退会しようとするとき、又は会員の資格を喪失したときは、西予市ファミリー・サポート・センター退会届(様式第4号)をセンターに提出しなければならない。

4 会員は、前3項に該当するときは、会員証を返還しなければならない。

(援助活動の内容)

第13条 提供会員が行う援助活動の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 保育所、幼稚園、小学校及び学童保育所(以下「保育施設等」という。)の開始時間まで及び終了時間後に子どもを預かること。

(2) 保育施設等と援助活動を行う場所まで子どもを送迎すること。

(3) 冠婚葬祭、買い物、文化的及び社会的活動等外出の際に子どもを預かること。

(4) その他会員の仕事と子育ての両立及び児童福祉の向上を図るために必要な援助を行うこと。

2 前項の援助活動は、提供会員の家庭、児童館や地域子育て支援拠点等の施設、その他子どもの安全が確保できる場所とし、会員相互の合意により決定することとする。

3 子どもの宿泊を伴う援助活動は、原則として行わないものとする。

4 小学校就学前の始期に達するまでの子どもを複数預かる場合には、原則として5人以下とし、6人以上を預かる場合には児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2に定める届け出を行わなければならない。

(援助活動の実施方法)

第14条 依頼会員は、援助活動を必要とするときは、西予市ファミリー・サポート・センター援助依頼申込書(様式第5号)によりセンターに申し込みをするものとする。

2 前項の申し込みを受けたセンターは、西予市ファミリー・サポート・センター援助依頼受付簿(様式第6号)にその旨を記録し、申し込み内容の条件に合う提供会員に連絡して、その意向を確認のうえ、依頼会員との調整を行うものとする。

3 調整を受けた依頼会員及び提供会員は、援助活動の内容について事前に協議し、相互の合意と責任の下に援助活動を実施するものとする。

4 援助活動を行った提供会員は、援助活動の内容を記録した報告書を作成し、依頼会員の確認を受けたうえで、センターに提出しなければならない。

(報酬等)

第 15 条 依頼会員は、提供会員に対して別に定める基準に従い、援助活動に係る報酬及び実費を支払うものとする。

(その他)

第 16 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則([平成 30 年西予市告示第 113 号](#))

この告示は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。